新旧対照表(地震災害対策計画編)

改訂前	改定後	現計画項	備考
第 1 章 災害予防計画	第1章 災害予防計画		
第2節 相互応援体制整備計画	第2節 相互応援体制整備計画		
第 1 相互応援	第 1 相互応援		
4 応援要請体制の整備	4 応援要請体制の整備		
市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援	市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援		
要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備 <u>するとと</u>	要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員	2	防災基本計画の修正
<u>もに</u> 、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結	への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保		
した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくもの	<u>に努める</u> 。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、		
とする。	訓練、情報交換等を実施しておくものとする。		
5 応援受入体制の整備	5 応援受入体制の整備		
市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援	市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援		
活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び	活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び		
マニュアルを整備 <u>するとともに</u> 、職員への周知徹底を図る。ま	マニュアルを整備 <u>し、</u> 職員への周知徹底を図る <u>とともに、応援</u>		
た、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報	部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を		
交換等を実施しておくものとする。	締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく		
	ものとする。		
(新規)	6 相互応援の体制整備		いばらき災害対応支
	市は、県の「いばらき災害対応支援チーム」へ参画し、応		援チームの位置付け
	接受援が円滑に行うことができる体制を整備するものとす		
	<u>る。</u>		
第5節 防災まちづくりの推進計画	第5節 防災まちづくりの推進計画		
第3 防災拠点の整備	第3 防災拠点の整備		
市は、災害応急活動の中枢 <u>拠点として</u> 、地域の防災活動拠点	市は、災害応急活動の中枢 <u>となる</u> 、地域の防災活動拠点を整	6	地域利便施設を防災
を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠	備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の		拠点として位置付け

新旧対照表(地震災害対策計画編)

改訂前	改定後	現計画項	備考
点の整備に努めるものとする。	整備に努めるものとする。		
(新規)	また、令和2年9月に坂東市地域利便施設基本計画を策定し		
	整備を進めている地域利便施設については、災害時において地		
	域の避難場所とするとともに、被災地の復旧・復興の広域的な		
	支援拠点として関係機関と連携を図りながら、緊急物資の集		
	積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点と		
	して整備する計画としている。		
第 15 節 防災知識普及計画	第 15 節 防災知識普及計画		
第1 住民向けの防災教育	第 1 住民向けの防災教育		
1 普及啓発すべき内容	1 普及啓発すべき内容		
(1)「自助」「共助」の推進	(1)「自助」「共助」の推進		
ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等	ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等		
の備蓄	の備蓄		
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて	非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについて		
も推進する。	も推進する。		
(新規)	また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。	28	防災基本計画の修正
 第2章 災害応急対策計画	 第2章 災害応急対策計画		
第2節 災害情報の収集・伝達計画	第2節 災害情報の収集・伝達計画		
第1 地震情報の収集・伝達	第1 地震情報の収集・伝達		
2 地震情報の伝達	2 地震情報の伝達		
(1) 水戸地方気象台からの伝達系統	(2) 水戸地方気象台からの伝達系統		
地震情報伝達系統図	地震情報伝達系統図		
	陸上自衛隊施設学校を削除	35	県地域防災計画の修

新旧対照表(地震災害対策計画編)

改訂前	改定後	現計画項	備考
			正
第3章 東海地震の画警戒宣言発令時の対応第措置計画	第3章 東海地震の画警戒宣言発令時の対応第措置計画		
第5節 警戒宣言発令時の対応措置	第5節 警戒宣言発令時の対応措置		
第3 地震防災応急対策の実施	第3 地震防災応急対策の実施		
5 公共施設対策	5 公共施設対策		
(2) 電力(東京電力パワーグリッド株式会社)	(2)電力(東京電力パワーグリッド株式会社 <u>茨城総支社、株式会</u>	90	指定公共機関の追加
ア 業務営業の方針	<u>社JERA</u>)		
電力の供給は継続する。	ア 業務営業の方針		
	電力の供給は継続する。		